

苫小牧市発注工事における主任技術者の兼任等に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、苫小牧市の発注工事における主任技術者の兼任及び監理技術者等の専任を要しない期間の取扱い等について、必要な事項を定める。

(兼任を認める工事)

第2条 建設業法施行令第27条第2項の規定に基づき、同一の専任を要する主任技術者が建設工事を兼任して管理することができるのは、次に掲げる条件の全てを満たす場合とし、合計で2件まで兼任を認めることができるものとする。ただし監理技術者には適用しない。

- (1) 本市発注の工事であること。
- (2) 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工に当たり相互に調整を要する工事であること。
- (3) 工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する工事であること。

(兼任の手続き)

第3条 苫小牧市が発注する一般競争入札(以下「入札」という。)に参加しようとする者が、苫小牧市発注の他の工事に配置している専任を要する主任技術者を兼任させようとする場合は、入札参加申請書類の提出時に専任主任技術者兼任届(様式1)の写しを契約課に提出するものとする。なお、同日に執行する入札の2件において主任技術者の兼任をしようとする場合は、それぞれの申請書類にあわせて提出しなければならない。

2 前項の規定は、主任技術者の専任を要しない苫小牧市が発注する工事において主任技術者の専任を要する工事と兼任する場合に準用するものとする。

(兼任の解除)

第4条 市長は、兼任を認めた工事において施工管理体制等が不十分と判断したときは、兼任を解除するものとする。

(専任を要しない期間)

第5条 次の各号のいずれかに該当する期間には、監理技術者及び主任技術者は現場への専任を要しないものとする。ただし、いずれの場合も発注者と受注者の間で、これらの期間が設計図書又は打合せ記録簿等の書面によりあらかじめ明確になっていなければならない。

- (1) 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間。)
- (2) 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を

含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間
(4) 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務
手続、後片付け等のみが残っている期間

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年5月7日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

様式1

工事等記号番号	()
---------	-----

専任主任技術者兼任届

令和 年 月 日

苫小牧市長 様

住 所

名 称

代表者

主任技術者 _____ を兼任させたいので、次のとおり届出します。

なお、工事の施工に当っては、それぞれの監督員の指示に従い、安全管理及び工程管理に万全を期すことを誓約します。兼任が続行できないと判断された場合には、兼任を取りやめます。

工事1 現在、主任技術者として従事している工事

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	年 月 日から 年 月 まで
契 約 金 額	円
工 事 担 当 課	部 課

工事2 上記主任技術者が、これから兼任しようとする工事

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	年 月 日から 年 月 まで
契 約 金 額	円
工 事 担 当 課	部 課

工事1	決裁年月日	課長 係長 係	工事監	

工事2	決裁年月日	課長 係長 係	工事監	